

## 経済史 2 ( 経済史 B ) 平成 17 年度京都大学経済学部講義 ( 担当:坂出健 )

### 教材 12.1 ( 2006 年 1 月 10 日 )

#### 第 1 2 講 ( 2006 年 1 月 10 日 ) EPU(欧州決済同盟)結成とスターリング圏

##### 【 1 】 1949 年ポンド危機と ABC 会談

###### [ 1 ] 欧州通貨レート調整問題

###### 「 1949 年の危機 」

1949 年前半の状況:1945・47 年につづく「第 3 の危機」(BIS(国際決済銀行)年次報告)

- ・ 西欧諸国の生産:戦前水準を凌駕するまでに回復
  - ・ 1948 年下半年における原材料・食料品価格の下落・市況悪化
  - ・ とりわけアメリカ市場での価格下落×欧州通貨レート不変  
ドル圏と非ドル圏との国際収支不均衡  
生産回復がドル不足緩和に結び付かずドル不足は継続
- OEEC 理事会(1949 年 2 月 17 日)
- ・ 「1949-1950 年度 OEEC 行動計画」採択
  - ・ マーシャルプラン第 1 年度を総括
  - ・ 4 年間のマーシャルプラン終了(1952 年)までにアメリカの援助に依存しない西欧の生産・通称の復興を目標に設定
  - ・ その前提となる、ドル圏と非ドル圏の不均衡問題解決の必要性  
解決策の選択肢

- 1) 非ドル圏からドル圏へのドル支出を強制的に削減
- 2) 欧州域内の通商を活性化させ非ドル圏のドル圏への物資依存減らす
- 3) 欧州通貨のドルに対する切り下げ

OEEC 諮問委員会(1949 年 3 月 4~8 日)

- ・ 行動計画の具体化をめぐる討論
- ・ イギリス(クリップス蔵相)とアメリカ(ハリマン駐欧特別代表)のドル不足解決手法をめぐる対立
- ・ クリップス提案:非ドル圏のドル支出削減
- ・ ハリマン:クリップス提案 貿易制限的・アウトルキー的とみなす。  
アメリカの 3~4 分の 1 にしかならない欧州の生産性を増大させるべき。  
欧州の生産性増大の方策には言及せず。

###### 欧州通貨レート調整方針

ECA(米のマーシャルプラン実施機関)のドル問題解決策

- 1) 欧州通貨レート調整(対ドル切り下げ) 中心はポンド

###### [ 2 ] 欧州通商決済自由化

3 月 17 日 ホフマン(ECA 局長)からハリマンへのメモ 為替調整の必要性

4 月初旬 IMF 会議:米理事サウザード

- ・ 欧州の「価格構造の孤立化」(“price isolation”)の進行(ドル圏との価格構造の乖離)により欧州から西

半球(ドル圏)への輸出が困難になっている。

4月6日 IMF:OEEC 諸国の為替レート調整について調査する決議

5月17日 NAC(国際通貨金融問題国家諮問会議:財務長官が議長)文書

- ・ アメリカの価格下落 欧州の為替レート調整の必要性
- ・ 為替調整の中心はイギリスのポンド切り下げ

[ 3 ] 1949年ポンド危機

ポンド危機

6月16日 在英アメリカ大使ダグラスから国務省(ワシントン)に緊急電報

- ・ イギリスは夏頃に経済危機に陥る危険性大
- ・ 1949年前半の外貨(金ドル)流出
  - 1) インド・オーストラリアによるポンド残高の金ドルへの転換要求
  - 2) ポンド切り下げの噂
  - 3) アメリカの不況突入によるドル輸出低調
- ・ 7月には、6月30日までの準備高を公表せざるを得ない さらなる危機へ  
ロンドン会談

7月6日 クリップス、英議会で金ドル準備公表とともにポンド切り下げしないこと、  
スターリング圏のドル物資輸入の強制的削減計画・ドル支払い猶予を発表

7月8~10日 ロンドン会談(クリップス スナイダー米財務長官)

- ・ スナイダー、400万ドル規模のドル圏からの輸入削減を一時的措置として容認

「ドル圏と非ドル圏の不均衡を長期的にどのように解決するか?」

- ・ クリップス ポンド危機の原因はアメリカの高関税と不況  
ポンド切り下げは解決にはならない。
- ・ イギリスが切り下げを拒む理由 ポンドの威信・インフレ化と物価上昇・債務増大
- ・ 9月頃、ワシントンでカナダ加え、ドル・ポンド問題の協議を決定  
アメリカによるポンド危機分析

- ・ アメリカでは9月の米英カナダABC会談に備え、7~8月、ポンド危機の検討すすむ。

8月18日 「スターリング圏危機の英米双方への影響」

- ・ ポンドの国際通貨としての地位の悪化はスターリング圏を掘崩すであろう。
- ・ アメリカの戦後外交・軍事製作の修正が必要となる。
- ・ ポンド危機の原因:直接的には1949年から国際貿易構造が売り手市場から買い手市場に転換し、OEECのドル圏への輸出とドル獲得が困難になったこと。
- ・ スターリング圏の解体過程が生じており、スターリング圏内部におけるイギリスの投資家・銀行家としての役割が脆弱化している。

ポンド切り下げの必要性

ABC会談とポンド切り下げ

8月中旬 イギリス政府部内でポンド切り下げやむなしとの政策決定

9月5日~ ワシントンで米英加蔵相会談

極秘でポンドを4.03ドルから2.8ドルに切り下げる決定

9月18日 ポンド切り下げ公表 欧州各国通貨レート調整

スウェーデン・デンマーク・オランダ等はイギリス同様30.5% フランス20.5% 西ドイツ20%

## 【 2 】 EPU 設立とスターリング圏の位置

### [ 1 ] 欧州単一市場創設計画

ポンド切り下げと引き続く欧州通貨レート調整

OEEC 諸国内の貿易障壁撤廃と域内決済自由化が西欧復興の次の課題に

OEEC 諸国間の量的貿易制限・為替取引制限

10月31日～11月2日 OEEC 理事会

- ・ ホフマン声明:欧州単一市場創設計画

欧州統合を実現するためには単一巨大市場(OEEC 諸国)を創設し、高コスト体質の是正と競争力強化をする必要がある。

- ・ 決議:12月15日までに輸入の50%について量的制限撤廃

#### (1) 欧州決済問題をめぐる米欧交渉

ECA 案

- ・ 単一市場創設の前提条件として、欧州域内の決済自由化が必要 欧州域内決済協定

12月はじめ ECA は European Payment Union 案を作成(ピッセル案)

- ・ 経常取引における欧州通貨間の域内に限った交換性の回復
- ・ 参加各国は EPU と取引。不均衡調整に ECA 資金(マーシャル援助)を用いる。

イギリス提案

1949年末から1950年初頭にかけて EPU をめぐり米欧で活発な議論・交渉

イギリス:イギリスの自立性とスターリング圏維持のため ECA の推進する貿易障壁撤廃と域内決済自由化に反対する姿勢

クリップス スターリング圏維持のためには「資本主義体制のドル圏とスターリング圏の分裂」を辞さないかまえ

1950年1月25日 クリップス、OEEC 理事会で EPU に対する留保条件(イギリス案)

- 1) 現存する双務協定・ポンド残高をめぐる協定と EPU 協定が抵触しない。
- 2) イギリスの EPU 参加に際してのイギリスの金ドル準備に対する保障

#### (3) EPU とスターリング圏

1950年5月 ロンドン会談

- ・ 米英大陸欧州の EPU をめぐる協議と妥協
- ・ EPU 決済にあたってのポンドの利用 決済・準備通貨としてのポンド有用性が高まる可能性
- ・ イギリスの外貨準備に対する保障
- ・ **OEEC 諸国とスターリング圏諸国の通商決済面での結合が実現**

## 【 3 】 欧州通貨交換性回復過程

### [ 1 ] 欧州共同体の成立プロセス

西欧統合の進展

1950年1月 OEEC 理事会「自由化憲章」(コード・オブ・リベラリゼーション)

- ・ 各国の1948年の輸入額を100とし、ほかの OEEC 諸国に対する貿易自由化率とアメリカ(ドル地域)に対するそれを何%にすると毎年決めて、最後に100%にしようとするための行動規則

1950年7月 OEEC 理事会 EPU 設立承認

1950年10月 プレヴァン仏首相、欧州貿易共同体(EDC)構想発表

1952年9月 ECSC加盟6カ国外相会議(ルクセンブルグ)

欧州政治共同体(EPC)結成を内容とするルクセンブルグ決議

1954年8月 EDC条約、仏国民議会の批准反対により流産

欧州共同体結成の再スタート

1955年6月 六ヶ国外相会議:メッシナ決議(欧州共同体の設立)

1956年4月 スパーク(ベルギー外相)報告 欧州原子力共同体設立

1957年3月25日 欧州六ヶ国ローマ条約(「欧州経済共同体を設立する条約」)調印

2条「共同市場の設立および加盟国の経済政策の漸進的接近により、共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的かつ均衡的な拡大、安定強化、生活水準の一層すみやかな向上および加盟国間の関係の緊密化を促進する」

「六ヶ国路線」×OEEC中心路線

・ローマ条約が発足した場合

イギリスの商品が共同体市場において差別待遇を受ける危険性

イギリスが欧州経済共同体に参加した場合

・他の共同市場加盟国の輸出商品についても、英連邦諸国への輸出にイギリスが享受している特惠関税制度の適用を行わなければならない。(英連邦の崩壊を意味)

1956年7月 英、西ヨーロッパ自由貿易地帯案発表

1957年2月 英、「西ヨーロッパ自由貿易地帯案」白書発表

・工業製品についてのみ加盟国間の関税引下げを引出し、農産物を除外

イギリス連邦特惠関税制度の維持

イギリス工業製品の西ヨーロッパ市場確保

(英植民地・自治領から英本国への農産物・原料輸入における特惠関税の利益確保)

1958年1月 ローマ条約発効

1958年12月 OEEC理事会(ブリュッセル):英仏対立

・英仏の西ヨーロッパ市場をめぐる利害対立

イギリスの「西ヨーロッパ自由貿易地帯案」棄却が決定的に

イギリスは、自国の西ヨーロッパでの地歩確保するため交換性回復へ

1959年1月 ローマ条約発足

1960年5月 欧州自由貿易連合(EFTA)結成

英、スカンジナビア三国、スイス、オーストリア、ポルトガル

[ 2 ] 西欧通貨交換性回復プロセス

イギリスの為替管理の自由化

通貨交換性:ある通貨の持主がいつでも自由に自分の好きなほかの通貨に換えられる。

EPU 発足とイギリスの加盟

・ポンドによるスターリング地域と EPU 加盟国と経済交流活発化

1951年12月 ロンドン為替市場再開(戦後初)

・ポンドが為替取引の対象となる。

・NY 為替市場とロンドン市場の連携 国際為替金融市場確立の第一歩

1953年5月18日 8ヶ国(英・仏・独・オランダ・ベルギー・スイス・スウェーデン・デンマーク)間で、通貨相互間で多角的裁定取引開始 為替取引の自由化へ

1954年3月22日 ロンドン自由金市場再開

1955年2月24日 イギリス、為替平衡勘定(Exchange Equalization Account 為替安定基金)設置

- ・ 通貨当局の為替市場に対する介入始まる。

「事実上の交換性回復(de facto convertibility)」

振替可能ポンドの為替相場に介入し、ポンドの正式の公定相場との乖離を縮小

英国の通貨当局が振替可能ポンドのドルへの交換を認めたに等しい

欧州通貨交換性回復

1958年12月 欧州通貨交換性回復

- ・ イギリス・スカンジナビア三国・EEC六ヶ国・スイス・オーストリア・ポルトガル
- ・ 非居住者(外国人)が保有する自国通貨残高に対してドルへの自由交換性保証

(通貨交換性停止下)

- ・ 各国は、交換性停止国(イギリス等)への輸出代金をもって、ドル圏(アメリカ・カナダ等)への輸入代金の支払いに充当することができない。

(通貨交換性回復)

- ・ 各国が、一番高い市場に輸出し、一番安い市場から輸入するという貿易取引の基本原理が実現。  
ブレントン・ウッズ構想の実現